

東かがわ市告示第59号

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱（令和6年東かがわ市告示第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助金の額) 第7条 略 2 略 3 <u>補助金の交付は、同一年度内において同一の補助対象団体が複数回申請</u> <u>する場合は、第1項に規定する補助金限度額以内とする。ただし、市長か</u> <u>ら認定を受けた地域コミュニティ協議会は、この限りでない。</u>	(補助金の額) 第7条 略 2 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。